

第6回武豊ふれあい山車まつり ブース出店者募集要項

1. 趣旨・目的

この要項は、2019年10月13日（日）（※雨天順延の場合は10月14日（月祝））に第6回武豊ふれあい山車まつり実行委員会（以下、「主催者」という。）が主催となり開催する第6回武豊ふれあい山車まつり（以下、「山車まつり」という。）におけるブース出店者の募集に関する事項を定めるとともに、山車まつりの来場者に満足して頂ける健全かつ衛生的な空間づくりを推進することを目的とする。

2. 募集期間

2019年5月7日（火）～6月28日（金）（郵送の場合は必着）

※直接持参される場合は、役場開庁時間（8:30～17:15）で受け付けます。

※募集期間内でも申込みが一定数以上に達した場合募集を締め切る場合があります。

3. 募集数

テント出店 20店舗程度

キッチンカー 6店舗程度

4. 申込方法

申込方法：下記提出先に提出書類を直接持参するか、郵送による提出（※FAX、メール、電話による申し込みは不可）

提出先：第6回武豊ふれあい山車まつり実行委員会事務局
（武豊町役場企画政策課内）

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

提出書類：出店申込書、誓約書、事業所の概要が分かる資料（パンフレット、HPを印刷したものなど）

5. 問い合わせ先

第6回武豊ふれあい山車まつり実行委員会 事務局（武豊町役場企画政策課内）

TEL：0569-72-1111（内線514）

FAX：0569-72-1115

メール：kikaku@town.taketoyo.lg.jp

6. 出店資格

- 本要項の趣旨に賛同し、記載事項を遵守する方
- 出店者の事業所所在地は問わない（ただし、申込多数の場合は、出店内容を考慮し、武豊町内の事業所を優先する）

- ・出店申込者および当日の出店ブースに入る者が、官報に公示される暴力団関係者でないこと。

7. 出店時間等

出店準備・車両搬入	出店時間	撤収・車両搬入
<ul style="list-style-type: none"> ・前日から準備は可能だが、無責管理とする。詳細な時間は主催者の指示に従うこと ・準備は当日 9:00 までに完了し主催者が指定する位置に車両を駐車すること 	9:00~17:00	車両搬入は 17:00 以降 19:00 までに撤収完了

8. 出店料

1 ブース 5,000 円（テント出店・キッチンカー）

※主催者が自ら出店する場合はこの限りでない。

- ・出店料は、申込書等の提出後主催者が通知を送付するので、指定する日時までに納入すること。
- ・出店キャンセルの場合は開催 1 か月前までに主催者に連絡すること。山車まつり開催まで 1 か月を過ぎたキャンセルの場合の出店料は返金しない。（山車まつりが開催できなかった場合のみ返金）

9. 出店の営業内容

- ①飲食物の販売に関する出店
- ②物品の販売に関する出店
- ③その他主催者が認めるもの

10. 出店場所

- ・テント出店は、武豊町民会館（ゆめたろうプラザ）西駐車場とする。
 - ・キッチンカーは、武豊町民会館進入路およびロータリーとする。
- ※出店場所は申込みの状況に応じて変更する場合がある。

11. 出店ブースの位置

- ・出店者のブース位置は、出店者の出店内容を勘案して主催者にて選考し決定する。
- ・出店者および出店ブースの位置の決定は、8月頃とする。

1 2. 備品および設備

- テント出店の場合、テントは主催者が設置するものを使用すること（無償。テントの大きさは2間×3間を予定）
- 希望者には仮設電気設備（コンセント）の引き込み工事を行う（無償）。ただし、電気の使用容量は最大 1,000kw 以下とすること。
- 自家発電機の持ち込み、使用は可能とするが、来場者や他の出店者に迷惑がかからないよう配慮するとともに、安全管理を徹底すること。
- 水道は、主催者が所定の位置に設置するものを使用すること（無償）。
- 排水は、手洗い等以外に営業活動で出た汚水を各自でため置き、出店者で持ち帰ること（会場には浄化槽等が設置されていません）。
- プロパンガス等を使用する場合は、出店者で持ち込むこと。
- 火器を取り扱う場合は、出店者で消火器を持ち込み、備え付けること。

1 3. 遵守事項

- ①通常の営業および活動と関連する内容とすること
- ②飲食物の販売にあたっては、ブースに保健所発行の営業許可証を掲示すること
- ③飲食物の販売にあたっては、半田保健所（食品安全課）作成の「露店営業にあたって」を遵守すること
- ④飲食物の販売にあたっては、保健所にて必要な手続きを行うこと
- ⑤ブースの外に機材や食材を置かないこと
- ⑥ブースを出ての売り歩き、客引きは行わないこと
- ⑦来場者および出店者、関係者と紛争をしないこと
- ⑧来場者に不信感や迷惑となる言動、行動はしないこと
- ⑨山車まつりのイメージを損なう恐れのある言動、行動はしないこと
- ⑩準備時間、営業時間、撤収時間を遵守すること
- ⑪営業終了後は現状復旧および清掃を行い、ごみ等は全て出店者で持ち帰ること（会場内のごみ収集場所には排出しないこと）
- ⑫ブース内で飲酒・喫煙はしないこと
- ⑬出店にあたっては主催者の指示に従うこと

1 4. 出店拒否

主催者は、必要書類を審査し、責任者又は担当者が次のいずれかに該当すると認めたとときは出店を拒否することができる

- ①官報で公示された指定暴力団の構成員であるとき
- ②集団的あるいは常習的に暴力、反社会的行為を行う恐れがあると認めるとき
- ③その他主催者が山車まつりの運営に支障があると判断したとき

15. 営業補填

主催者は、天候その他の要因により出店者の販売、配布料、売上高、利益等が見込みより少なくなる場合においても、それに関する営業補填は行わない。

16. 販売責任

出店者が行った販売、配布、その他の行為において起きうる事故の責任は出店者が負うこととし、主催者は無責管理とする。また、出店者に対する苦情等においては誠意を持って対応、対処し、必要があれば主催者に報告すること。

17. その他

この要項に定めることのほか、ブース出店に関し必要な事項については主催者が別に定める。

18. 施行日

この要項は、2019年5月7日から施行する。